

新緑知多研究研修報告書

1 研究研修項目

- (1) 「自治体議会で行き組む公文書管理条例制定の課題とポイント」

主催 NPO法人情報公開クリアリングハウス

- (2) TRCセミナー「まちの課題を解決する図書館ー待ったなし！公共施設マネジメントー」

主催 株式会社図書館総合研究所

2 研究研修場所

- (1) 中央大学駿河台記念館

(東京都千代田区神田駿河台3-1 1-5)

- (2) 図書館流通センター本社

(東京都文京区大塚3-1-1)

3 実施年月日

平成30年5月22日(火)・23日(水)

新緑知多研究研修報告書

実施年月日	平成30年5月22日（火）
研究研修場所	中央大学駿河台記念館
研究研修項目	自治体議会で行く組む公文書管理条例制定の課題とポイント
参加者	川脇裕之
研究研修内容	<p>1 公文書管理の条例化に向けた制度上の課題とポイント 「早川和宏（東京大学教授）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における公文書管理の必要性 ・公文書管理の対象 ・公文書管理の手法 等 <p>2 自治体はなぜ公文書管理条例を制定したのかー制定自治体調査から 「渡邊健（株式会社データキーピングサービス）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公文書管理条例比較 ・公文書管理条例制定過程 等 <p>3 公文書管理の条例化を進めるためのステップを議会活動でどう作る 「三木由希子（情報公開クリアリングハウス理事長）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公文書管理と情報公開と政府活動 ・情報公開条例の現状 ・公文書と情報公開制度 等
所感	<p>現在の公文書管理法では、保存期間が法律で定められていない、地方公共団体の文書管理は住民の同意がないものが多いなどの課題がある。</p> <p>公文書は法律のもとで管理されるべきだが、それができていないために紛失や誤廃棄といった問題が、国や全国の地方公共団体で起きていることに危機感を覚えた。</p> <p>正しい公文書管理とは、作るべき文書を作ること、取得すべき文書を取得すること、誰もがすぐに探せるようにしておくこと、保存期間が満了したら廃棄すべきものは廃棄し、残すべきものは残すこと、誰もが利用できるようにしておくことである。この前提条件と意識の共有の徹底が必要である。</p> <p>公文書管理は職員のためだけではなく、住民のための文書管理であること、現在の住民だけではなく、将来の住民のための文書管理であることを、行政に関わる者は意識しなければならない。</p> <p>公文書管理は、公文書管理法の趣旨にのっとることが要求されているのであり、公文書管理法と同じように管理することが要求されているわけではない。つまり、公文書管理法の丸写しである必要はないことは重要な視点である。</p> <p>公文書管理条例制定済みの自治体は少数であり、その必要性を強く感じた。</p> <p>「行政運営の適正化」「自治体活動の説明責任の徹底」「公文書を共有財産に位置付ける」など、公文書管理を何のために行うのかという理念の明確化が必要である。</p> <p>本市では、数年後の市役所移転が検討されているが、移転時に保管先の確保や保管環境の整備など、公文書が誤廃棄されることのないよう移管管理の徹底をチェックしていきたいと考えているので、今回の研修は大変参考となった。</p>

新緑知多研究研修報告書

実施年月日	平成30年5月23日(水)
研究研修場所	図書館流通センター本社
研究研修項目	まちの課題を解決する図書館ー待ったなし! 公共施設マネジメントー
参加者	川脇裕之
研究研修内容	<p>1 成功する公共施設マネジメント 「南学(東洋大学客員教授)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未体験の「計画策定」に直面する自治体 ・公共施設マネジメントの効果的推進手法 ・公共施設マネジメントを事例から学ぶ ・保有施設の評価手法 ・会計情報と施設マネジメントとの連動 等 <p>2 実践・計画のリアルリンク ～包括施設管理業務、自分ごととして考える、決め方を決める～ 「寺沢弘樹(NPO法人日本PFI・PPP協会)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画の実態 ・公共施設等を取り巻く環境 ・教科書型行政の限界と思考停止 ・発想の転換 ・包括施設管理業務 等
所感	<p>総合計画について、少子高齢化が進み5年先も見通せない変化の激しい現在においては、従来の積み上げ型の総合計画では対応しきれない事態が発生している。計画のための計画にとどまる傾向があり、縦割り総合計画型の限界に直面しているのではないかと。</p> <p>事業別財務諸表による公共施設マネジメントの観点及び使われていない公共施設における受益の偏在と負担の明確化が必要である。</p> <p>公共施設マネジメントにおいては、複合施設としての公共施設の可能性の検証と、コスト感覚による緊張感と責任の明確化が重要である。</p> <p>学校施設の最大限活用としての体育館とプール機能の見直しが重要ではないか。つまり、学校体育館はもっと活用できる。単純な体育館として捉えるのではなく、災害時の避難所の機能も強化した屋内多目的施設としての可能性を模索すべきだろう。そのためには、更衣室、シャワー室、トイレ、ラウンジ等を具備することや、地域スポーツクラブとの連携も選択肢に入れて、機能と使い勝手と満足度を満たす施設を目指すべきである。</p> <p>公共施設マネジメントはプロジェクトファイナンスの発想やリース方式など最適な手法を模索すべき。保有する施設の総面積を単に縮小させるだけでなく、施設を複合化させるなどすることで、費用削減と価値創造を両立させる方策もある。包括委託で委託を一本化してスケールメリットを出した例もある。</p> <p>本市では朝倉駅周辺整備基本構想や市役所・図書館等の移転が計画されているので、丁寧にチェックするとともに、合理性と費用対効果を追求した提案を実施していきたいと感じているので、今回の研修は大変参考となった。</p>

